

2022年 5 月 2 級実技試験（資産設計提案業務） 解答

【第 1 問】

問 1 正解 (ア) × (イ) ○ (ウ) × (エ) ○

(ア) × 社労士資格のない F P は、社会保険関係書類の作成、手続き代行はできない。

(イ) ○ 生命保険募集人・保険仲立人の登録を受けていない F P でも、顧客の必要保障額の試算はできる。

(ウ) × 税理士資格のない F P は、無償でも相談者の具体的な納税額の計算はできない。

(エ) ○ 弁護士資格のない F P でも、有償で公正証書遺言の証人となることはできる。

問 2 正解 3

1. ○ 「顧客本位の業務運営に関する原則」では、当該顧客にふさわしい金融商品の販売、推奨を行うべきとしている。
2. ○ 金融庁は原則のみ提示し、金融事業者ごとに自主的に方針の策定に取り組むように促している。
3. × 策定した業務運営方針は、一貫して継続しなければならないわけではなく、必要に応じ、定期的に見直す必要がある。
4. ○ 本原則の一部を実施しない場合は、その理由や代替策を十分に説明しなければならない。

【第2問】

問3 正解 (ア) 940 (万円) (イ) 390 (万円)

- ・ 隆雄さんの金融資産のうち、預金保険制度によって保護される金額は (ア : 940) 万円である。
- ・ 美也子さんの金融資産のうち、預金保険制度によって保護される金額は (イ : 390) 万円である。

＜解説＞

預金保険制度で保護される上限額は以下の通りである。

- ・ 決済用預金は全額保護（本問ではなし）
- ・ 決済用預金以外は1 金融機関ごとに預金者1 人当たり元本1,000万円までとその利息

(ア) [名義：室井隆雄]

a b 支店

普通預金：120万円

定期預金：420万円

財形貯蓄：380万円

c d 支店

普通預金：20万円

120万円＋420万円＋380万円＋20万円＝940万円 < 1,000万円

(イ) [名義：室井美也子]

a b 支店

普通預金：40万円

定期預金：280万円

c d 支店

普通預金：10万円

定期預金：60万円

40万円＋280万円＋10万円＋60万円＝390万円 < 1,000万円

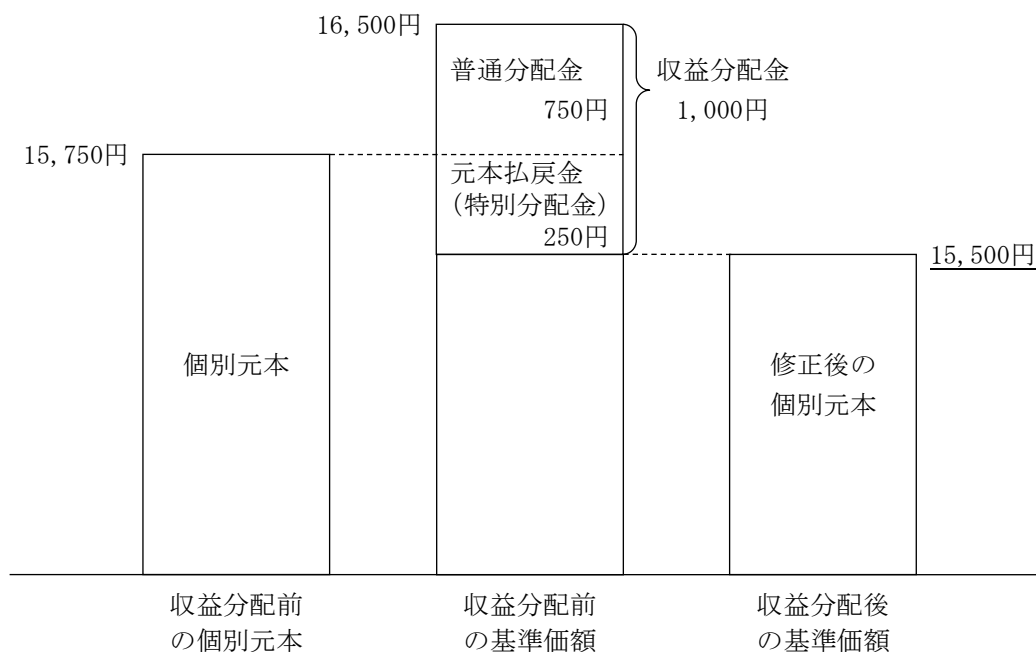
※同一預金者名義の支店間の口座は名寄せされる。

※外貨預金ならびに投資信託は、預金保険制度の対象ではない。

問 4 正解 (ア) 55 (イ) 5 (ウ) 550 (エ) 5

	財形年金貯蓄	財形住宅貯蓄
契約締結の年齢要件	満 (ア : 55) 歳未満	満55歳未満
積立期間	5年以上の期間にわたり、毎月定期的に積立	(イ : 5) 年以上の期間にわたり、毎月定期的に積立。 ただし、積立期間中の住宅購入に際しては、一定の要件で払出可
非課税の限度額	[貯蓄型] 財形住宅貯蓄と合算して元利合計550万円まで [保険型] 払込保険料累計額385万円まで、かつ財形住宅貯蓄と合算して払込保険料累計額 (ウ : 550) 万円まで	[貯蓄型] 財形年金貯蓄と合算して元利合計550万円まで [保険型] 財形年金貯蓄と合算して払込保険料累計額550万円まで
目的外の払出時の原則的取扱い	[貯蓄型] 過去5年間に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分すべてが一時所得扱いとなる	[貯蓄型] 過去 (エ : 5) に支払われた利息について、さかのぼって所得税および住民税が源泉徴収される [保険型] 積立開始時からの利息相当分について、所得税および住民税が源泉徴収される

問5 正解 2



<解説>

元本払戻金（特別分配金）が生じているため、収益分配後の個別元本は修正され15,500円となる。

問6 正解 2

<取引例>の場合、資金決済は決済取引時に（ア：1,000,000）円の（イ：受取り）となります。このように、株価指数先物取引では、新規取引と決済取引のそれぞれで多額の資金決済を必要とせず、決済取引時に差金決済できることから、少額の資金で多額の取引ができる（ウ：レバレッジ）効果があるといえます。なお、新規取引から決済取引までの間は、担保金として（エ：証拠金）を差し入れる必要があります。

<解説>

① 買建額

$31,000円 \times 1,000倍 \times 2枚 = 6,200万円$

② 転売額

$31,500円 \times 1,000倍 \times 2枚 = 6,300万円$

③ 差金決済額（②－①）

$6,300万円 - 6,200万円 = 100万円 \rightarrow \underline{1,000,000円の受取り}$

【第3問】

問7 正解 172.8 (㎡)

建築面積の最高限度は建蔽率を用いて計算する。設例のように、セットバックを要する場合は、道路の中心線から水平距離2mまでが道路とされ、敷地面積に算入されない。

現況道路が幅員2.8mのため、 $(4\text{m} - 2.8\text{m}) / 2 = 0.6\text{m}$ (=セットバック)

よって建築面積の最高限度 = $\{(15\text{m} - 0.6\text{m}) \times 20\text{m}\} \times 6 / 10 = \underline{172.8\text{㎡}}$

問8 正解 (ア)○ (イ)○ (ウ)× (エ)×

(ア)○ 登記事項証明書は、手数料を払えば誰でも交付請求できる。

(イ)○ 一つの金融機関が抵当権設定していても、他の金融機関も、二番抵当、三番抵当というふうに設定可能である。

(ウ)× 抵当権の目的となる債務の債務者が必ずしも所有者とは限らない。

(エ)× 債務を完済しても抵当権は自動的に抹消されず、改めて抹消登記が必要となる。

問9 正解 1

価格の種類	公示価格	基準地標準価格	固定資産税評価額	相続税路線価
所管	(ア：国土交通省)	都道府県	市町村(東京23区は東京都)	国税庁
評価割合	—	—	公示価格の (イ：70%) 程度	公示価格の 80%程度
目的	・一般の土地取引の指標 ・公共事業用地の適正補償額の算定基準	・国土利用計画法による土地取引の適正かつ円滑な実施 ・一般の土地取引の指標	・固定資産税等の課税のため	・相続税(ウ：贈与税)の課税のため

問10 正解 4

＜課税長期譲渡所得の金額の計算＞

譲渡価額－(取得費＋譲渡費用)－特別控除

＜資料＞より

- ・譲渡価額 6,600万円
- ・譲渡費用 240万円
- ・特別控除 3,000万円を適用する。
- ・取得費に関しては不明のため概算取得費で計算する。

概算取得費＝譲渡価額×5%＝6,600万円×5%＝330万円

課税長期譲渡所得＝6,600万円－(330万円＋240万円)－3,000万円＝3,030万円

【第4問】

問11 正解 (ア) 214 (万円) (イ) 1,080 (万円) (ウ) 5,320 (万円)

- ・ 敬介さんが現時点で、ケガで36日間入院し（手術は受けていない）、その後「要介護2」の状態に認定された場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の給付初年度の合計は（ア：214）万円である。
- ・ 敬介さんが現時点で、初めてがん（悪性新生物）と診断され、治療のため42日間入院し、その間に約款所定の手術（給付倍率40倍）を1回受けた場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（イ：1,080）万円である。
- ・ 敬介さんが現時点で、交通事故で死亡（入院・手術なし）した場合、保険会社から支払われる保険金・給付金の合計は（ウ：5,320）万円である。

<解説>

(ア) ケガで入院、要介護2に認定では、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円
<保険証券2>		
入院給付金	入院1日目から	日額5,000円
介護給付金 一時金		120万円
介護給付金 終身介護年金		60万円

$$5,000円 \times (36日 - 4日) + 5,000円 \times 36日 + 120万円 + 60万円 = \underline{214万円}$$

(イ) がんによる入院・手術は、下記保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>		
三大疾病保障定期保険特約		1,000万円
疾病入院特約	入院5日目から	日額5,000円
手術給付金		入院給付金日額の40倍
<保険証券2>		
入院給付金	入院1日目から	日額5,000万円
手術給付金		入院給付金日額の40倍

$$1,000万円 + 5,000円 \times (42日 - 4日) + 5,000円 \times 40倍 + 5,000円 \times 42日 + 5,000円 \times 40倍 = \underline{1,080万円}$$

(ウ) 交通事故で死亡した場合は、下記の保険金・給付金を受け取ることができる。

<保険証券1>	
終身保険金額	300万円
定期保険特約	2,000万円
三大疾病保障定期保険特約	1,000万円
災害割増特約	2,000万円
<保険証券2>	
死亡保険金	20万円

$$300万円 + 2,000万円 + 1,000万円 + 2,000万円 + 20万円 = \underline{5,320万円}$$

問12 正解 3

<資料>より

[定期保険特約付終身保険（無配当）]は、契約日が2011年3月1日であるため、旧契約（2011年12月31日以前に締結）に該当する。<速算表>より、控除額は

- ・支払金額 $99,840円 \times 1/4 + 25,000円 = 49,960円$

[がん保険（無配当）]は、契約日が2012年12月1日であるため、新契約（2012年1月1日以降に締結）に該当する。<速算表>より、控除額は

- ・支払金額 $67,560円 \times 1/4 + 20,000円 = 36,890円$

$49,960円 + 36,890円 = \underline{86,850円}$

問13 正解 5,040（万円）

役員退職慰労金＝最終報酬月額×役員在任年数×功績倍率（役位別係数）

<前提条件>より最終報酬月額60万円、役員在任年数35年、役位は専務取締役と分かる。

<資料>より役位別係数は、専務取締役は2.4と分かる。

- ・役員退職慰労金＝60万円×35年×2.4＝5,040万円

問14 正解 （ア）2 （イ）5 （ウ）7 （エ）11

- ・「山根さんが就寝中に発生した地震で、倒れてきたタンスの下敷きになり、腕を骨折して10日間病院に通院治療した場合、受け取れる保険金は（ア：2万円）です。」
- ・「山根さんが工作中的の事故でケガを負い、その日から20日間病院に入院した場合（手術は受けていない）、受け取れる保険金は（イ：10万円）です。」
- ・「山根さんが交通事故により傷害後遺障害第6級に該当した場合、受け取れる傷害後遺障害保険金は（ウ：500万円）です。」
- ・「山根さんの飼い犬が近所の子どもにかみついてケガをさせ、法律上の損害賠償責任を負った場合、その損害に対して支払われる保険金の限度額は（エ：1億円）です。」

<解説>

（ア）傷害通院保険金日額：2,000円×10日間＝2万円

（イ）傷害入院保険金日額：5,000円×20日間＝10万円

（ウ）<資料>傷害後遺障害の等級ごとの保険金額表より、第6級は、500万円と分かる。

（エ）<資料>その他の補償より、個人賠償責任特約（1事故）1億円と分かる。

【第5問】

問15 正解 3

定率法の減価償却費＝（取得価額－償却累計額）^(※1)×償却率×供用月数/12月^(※2)

（※1）取得価格から昨年までの償却累計額を除いた金額。

（※2）事業供用月数で月割り按分する。

- ・2020年の減価償却費＝350万円×0.333×6/12＝582,750円
- ・2021年の減価償却費＝（350万円－582,750円）×0.333×12/12＝971,444.25
＝971,445円（円未満切り上げ）

問16 正解 （ア）× （イ）○ （ウ）×

（ア）障害者になったことによる退職所得控除額は、通常の控除額に100万円を加えた金額である。

（イ）勤続年数の1年未満の端数は切り上げて計算する。

（ウ）在任年数5年未満の役員の場合（特定役員退職手当等）、2分の1はしない。

問17 正解 54（万円）

社会保険料控除額＝健康保険料＋介護保険料＋厚生年金保険料＋雇用保険料
＝17万円＋3万円＋33万円＋1万円＝54万円

- ・企業型確定拠出年金のマッチング拠出掛金は、小規模企業共済等掛金控除となる。
- ・確定給付企業年金の加入者拠出掛金は、生命保険料控除となる。

問18 正解 3

＜給与所得、所得控除額＞より、配当所得を加算する前の課税総所得金額は、給与所得－所得控除額＝1,200万円－210万円＝990万円となる。

＜2021年中に受け取った配当等＞より、配当額は、350,000円＋250,000円＝600,000円→60万円である。

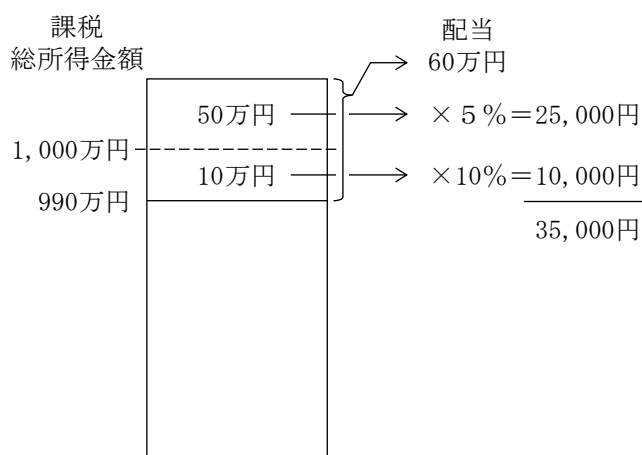
配当を加算後の課税総所得金額は、990万円＋60万円＝1,050万円となる。

よって＜配当控除の控除率＞②の1,000万円以下は10%、1,000万円超は5%となる。

・1,000万円以下の配当：1,000万円－990万円＝10万円×10%＝10,000円

・1,000万円超の配当：1,050万円－1,000万円＝50万円×5%＝25,000円

配当控除の金額＝10,000円＋25,000円＝35,000円



【第6問】

問19 正解 3,200（万円）

相続税の課税価格の合計額は以下の通りである。

	評価額	備考
土地	1,000万円	評価減特例適用後
建物	500万円	
現預金	1,000万円	
死亡保険金	1,000万円	非課税控除後 ^(※)
債務および葬式費用	▲300万円	控除
合計	3,200万円	

(※) 生命保険金等の非課税限度額＝500万円×法定相続人の数

法定相続人は、配偶者、長女、二女の3人となる。

よって生命保険金等の非課税限度額＝500万円×3人＝1,500万円

死亡保険金の課税価格＝2,500万円－1,500万円＝1,000万円

問20 正解 (ア) 2/3 (イ) なし (ウ) 1/6

[各人の法定相続分と遺留分]

- ・被相続人の配偶者の法定相続分は (ア : 2/3)
- ・被相続人の兄の法定相続分は (イ : なし)
- ・被相続人の母の遺留分は (ウ : 1/6)

<解説>

民法上の法定相続人は、子が放棄しているため、配偶者と母となる。その場合、兄の相続分はない。母の遺留分は、総体的遺留分 $1/2 \times$ 法定相続分 $1/3 = 1/6$ となる。

問21 正解 2

宅地等の区分	適用限度面積	減額割合
特定事業用宅地等	400㎡	(ウ : 80) %
特定同族会社事業用宅地等		
特定居住用宅地等	(ア : 330) ㎡	50%
貸付事業用宅地等	(イ : 200) ㎡	

問22 正解 4

貸家建付地の評価額 = 自用地評価額 $\times$ ($1 -$ 借地権割合 $\times$ 借家権割合 $\times$ 賃貸割合)

- ・自用地評価額 = 路線価 $\times$ 奥行価格補正率 $\times$ 地積

<資料>より借地権割合は60%、借家権割合は30%と分かる。賃貸割合は、現在満室(すべて賃貸中)のため100%となる。

$250,000\text{円} \times 1.00 \times 400\text{㎡} \times (1 - 60\% \times 30\% \times 100\%)$ となり、4が正しい。

【第7問】

問23 正解 399 (万円)

○年後の予想額 (将来価値) = 現在の金額 $\times$ ($1 +$ 変動率)^{経過年数}

3年後の給与収入 $387\text{万円} \times (1 + 0.01)^3 = 398.72\cdots \rightarrow \underline{399\text{万円}}$

問24 正解 580 (万円)

貯蓄残高 = 前年の貯蓄残高 $\times$ ($1 +$ 運用利率) $\pm$ その年の年間収支

2025年の金融資産残高 $= 442\text{万円} \times (1 + 0.01) + 134\text{万円} = 580.42 \rightarrow \underline{580\text{万円}}$

問25 正解 3

1. × 円高になり相対的に円の価値が上がると、外国からの輸入が安くできるようになるため、結果として輸入物価を押し下げる要因となる。
2. × 国内長期金利の代表的指標は、新発10年国債利回りである。
3. ○ 住宅ローンの変動金利は、短期プライムレートを基準とする場合が多い。
4. × 消費者物価指数の算出は、消費税増税分も含む形で計算される。

【第8問】

問26 正解 6,027,000 (円)

将来の目標額から現在の必要額を求めるには「将来の目標額×現価係数」で計算する。

$$700\text{万円} \times 0.861 \text{ (年利1.0\%、15年の現価係数)} = \underline{6,027,000\text{円}}$$

問27 正解 54,138,000 (円)

毎年の受取額から現在の必要額を求めるには「毎年の受取額×年金現価係数」で計算する。

$$300\text{万円} \times 18.046 \text{ (年利1.0\%、20年の年金現価係数)} = \underline{54,138,000\text{円}}$$

問28 正解 540,000 (円)

将来の目標額から毎年の積立額を求めるには「将来の目標額×減債基金係数」で計算する。

$$1,200\text{万円} \times 0.045 \text{ (年利1.0\%、20年の減債基金係数)} = \underline{540,000\text{円}}$$

【第9問】

問29 正解 4

- ・外貨ベースの税引き後元利合計

$$10,000\text{米ドル} \times \{1 + (0.06 \times 1\text{ヵ月}/12\text{ヵ月} \times 0.8)\} = 10,040\text{米ドル}$$

※利息は月単位で計算するため、年利率6.0%に1ヵ月/12ヵ月を乗じている。

※利息額の20%が所得税・住民税として源泉徴収されるため、0.8を乗じている。

- ・円ベースの税引き後元利合計（外貨から円転する場合はTTBレートを使う）

$$10,040\text{米ドル} \times 110.00\text{円} = \underline{1,104,400\text{円}}$$

問30 正解 3

住宅ローンの繰上げ返済は、毎月返済額とは別に行う返済である。180回返済後の残高19,107,829円を起点に、そこからさらに100万円返済した額に近い返済回数の残高を探す。

$$19,107,829\text{円} - 100\text{万円} = 18,107,829\text{円}$$

但し「返済額は100万円を超えない範囲での最大額」とあるので、18,107,829円を下回らない残高の返済回数までとなる。→ 196回の18,129,294円が該当。

$$\text{返済回数}196\text{回} - 180\text{回} = 16\text{回 (月)} \rightarrow \underline{1\text{年}4\text{ヵ月}}$$

問31 正解 (ア) 4 (イ) 9 (ウ) 1 (エ) 5

＜つみたてNISAとiDeCoの概要＞

	つみたてNISA	iDeCo
年間投資・ 拠出限度額	新規投資額で毎年（ア：40）万円	企業年金がない会社員27.6万円、自 営業者（イ：81.6）万円（国民年 金基金掛金等との合算）など、加入 者の区分によって異なる
税制	・所得控除の適用はない ・最長（ウ：20）年間、運用益が 非課税	・掛金全額が所得控除の対象となる ・運用益は非課税 ・受取方法により、退職所得控除ま たは公的年金等控除の対象となる
運用資金の 引出し	いつでも引出し可	原則（エ：60）歳までは引出しが できない
運用対象	長期の積立・分散投資に適した一定 の投資信託、ETF	定期預金、生命保険、投資信託等

問32 正解 21,200（円）

- ・契約可能な地震保険の保険金額の最大額は火災保険の50%であるので、設例より
 $2,000\text{万円} \times 50\% = 1,000\text{万円}$
- ・＜資料＞より、大阪府にあるロ構造の地震保険金額100万円当たりの年間保険料は、
 $2,120\text{円}$ であることがわかる。
- ・地震保険料 $= 2,120\text{円} \times 1,000\text{万円} / 100\text{万円} = \underline{21,200\text{円}}$

問33 正解 1

遺族基礎年金は、子が18歳到達年度の末日まで支給される。長男勇樹さん（15歳）がいるため支給される。また篤志さんは厚生年金の被保険者であり、受給要件を満たしているため遺族厚生年金も支給される。よって遺族基礎年金＋遺族厚生年金の組み合わせとなる。なお中高齢寡婦加算は、遺族基礎年金が支給されない場合の支給であるため、本問では支給されない。

問34 正解 (ア) × (イ) × (ウ) ○

(ア) × 毎月の給与にかかる健康保険料のうち篤志さん負担分
 $= \text{標準報酬月額} \times \text{保険料率} \times 1/2 \text{（労使折半）}$
 $= 590,000\text{円} \times 11.80\%^{(*)} \times 1/2 = \underline{34,810\text{円}}$

(※) 篤志さんは46歳（40歳以上）であるため介護保険第2号被保険者に該当

(イ) × 賞与にも毎月の給与と同様の健康保険料が課される。

(ウ) ○ 健康保険料は、全額が社会保険料控除となる。

【第10問】

問35 正解 5,630（万円）

＜工藤家のバランスシート＞

（単位：万円）

[資産]		[負債]	
金融資産		住宅ローン	1,250万円
預貯金等	2,360万円		
株式・投資信託	490万円		
生命保険（解約返戻金相当額）	490万円	負債合計	1,250万円
不動産			
土地（自宅の敷地）	2,690万円	[純資産]	(ア：5,630)万円
建物（自宅の家屋）	620万円		
その他（動産等）	230万円		
資産合計	6,880万円	負債・純資産合計	6,880万円

バランスシートの作成の手順は次のとおり。

- ① 設例のデータⅢ．工藤家の財産の状況〔保有資産（時価）〕〔負債残高〕〔生命保険〕から、工藤家の資産合計と負債合計を求める。資産合計は6,880万円、負債合計は1,250万円となる。
- ② 「資産合計＝負債・純資産合計」であるため、負債・純資産合計も6,880万円となる。
- ③ 純資産を求める。
純資産＝資産合計－負債合計＝6,880万円－1,250万円＝5,630万円

問36 正解 (ア)○ (イ)× (ウ)× (エ)○

- (ア)○ 相続放棄は、相続開始から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
- (イ)× 限定承認は、相続開始から3ヵ月以内に家庭裁判所に申述しなければならない。
- (ウ)× 遺産分割協議書に特に作成期限はない。また家庭裁判所への提出義務もない。
- (エ)○ 相続税の申告は、相続開始から10ヵ月以内に行わなければならない。

問37 正解 1

$$\text{合計所得額} = \text{雑所得（公的年金）} + \text{一時所得} \times 1/2$$

- ・雑所得（公的年金）の金額＝収入金額－必要経費（公的年金控除額）
＝70万円－110万円^(※)＝0円
※65歳以上で公的年金の収入330万円以下 → 110万円
※遺族厚生年金は非課税である。
- ・一時所得＝収入（解約返戻金）－経費（払込保険料）－特別控除額（50万円）
＝800万円－550万円－50万円＝200万円
- ・合計所得額＝0円＋200万円×1/2^(※)＝100万円 → 1,000,000円
(※) 一時所得は、他の所得と合算する場合、1/2する。

問38 正解 (ア) 2 (イ) 5 (ウ) 9

- ・文恵さんが2021年中に受け取った上場株式等の配当等から源泉徴収された住民税額は (ア : 8,000) 円である。
- ・この特定口座で生じた譲渡損失とこの特定口座で受け入れた上場株式等の配当等とが損益通算された結果、還付された所得税額は (イ : 24,000) 円である。
- ・2022年分に繰り越すことのできる譲渡損失の額は、(ウ : 140,000) 円である。

<解説>

(ア) $160,000円 \times 5\%$ (住民税率) = 8,000円

(イ) <資料>より

- ・譲渡損失の金額 (③=①-②)
 $= 1,500,000円 - 1,800,000円 = \blacktriangle 300,000円$ (⑬)
- ・差引金額 (⑰) = 配当等 (⑨) - 譲渡損失 (⑬)
 $= 160,000円 - 300,000円 = \blacktriangle 140,000円 \rightarrow$ 税額は0となる。
- ・配当等の源泉徴収税額 (所得税) = $160,000円 \times 15\%$ (所得税率) = 24,000円
- ・還付税額 (⑲) = 0円 - 24,000円 = $\blacktriangle 24,000円 \rightarrow$ 24,000円

(ウ) 上記 (イ) で求めた差引金額 (⑰) $\blacktriangle 140,000円$ がそのまま繰り越される譲渡損失の額となる。→ 140,000円

問39 正解 (ア) 3 (イ) 4 (ウ) 9

「文恵さんは現在受給している遺族年金に加えて、老後は老齢年金を受給できるようになりますが、(ア : 65歳) になるまでは本人が選択するどちらか一方の年金しか受給できません。(ア : 65歳) からの遺族厚生年金は、老齢厚生年金および老齢基礎年金と併給されますが、遺族厚生年金は老齢厚生年金を上回る額しか受給できません。なお、文恵さんは (イ : 老齢基礎年金および老齢厚生年金とも) 繰下げ受給することはできません。また、文恵さんが老齢厚生年金を受給できるときに (ウ : 厚生年金の被保険者または70歳以上被用者) である場合、在職老齢年金として老齢厚生年金の支給額の調整が行われることがあります。」

問40 正解 2

- ・＜資料＞〔傷病手当金の1日当たりの支給額〕より

支給開始日以前の継続した12ヵ月間の各月の標準報酬月額
の平均額（※） $\div 30$ 日 $\times 2/3$

※〔文恵さんのデータ〕より

$$(280,000\text{円} \times 5\text{ヵ月} + 300,000\text{円} \times 7\text{ヵ月}) \div 12\text{ヵ月}$$

$$= (1,400,000\text{円} + 2,100,000\text{円}) \div 12\text{ヵ月} = 291,666.66\text{円}$$

$$291,666.66\text{円} \div 30\text{日} = 9,722.2\text{円} \text{（10円未満四捨五入）} \rightarrow 9,720\text{円}$$

$$9,720\text{円} \times 2/3 = 6,480\text{円}$$

- ・連続して3日以上休んだ場合、4日目より支給となる。

よって20日（日）からの支給となり、3日分の支給がなされる。

$$6,480\text{円} \times 3\text{日} = \underline{19,440\text{円}}$$